

無線設備規則検査要領

要
領

2023 年 第 1 回 一部改正

2023 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2023 年 1 月 25 日 技術委員会 審議

2023 年 6 月 30 日 達 第 16 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.6 検査の実施

-2.(2)を次のように改める。

-2. 一般通信用無線電信等を備える船舶においては、-1.に加えて、次の(1)及び(2)に掲げる書類を確認する。

((1)は省略)

(2) 当該設備が有効な状態で本船に搭載されている旨が確認できるもの(特に必要と認めた場合を除き、船舶所有者から提出される書式例 2-21を標準とした書類)

2.4 登録検査

2.4.2 提出図面及びその他の書類

-6.(1)を次のように改める。

-6. 規則 2.4.2-2.に規定する「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

(1) 承認済図面及びその他の書類を用いて無線設備を設置する場合には、~~同型船に対する図面提出省略願~~申込書(書式例 2-4APP-SS-RD(J))を3部提出すること。

((2)は省略)

書式 2-1 を削る。

~~書式 2-1~~
~~(省略)~~

書式 2-2 を書式 2-1 として次のように改める。

書式 2-21
(省略)

附属書 4.7.1-7. 無線設備の保守実施要領の承認要領

1.3 承認

1.3.3 承認内容の変更

-1.を次のように改める。

-1. 承認された無線設備の保守実施要領を変更しようとする場合には、申込者は申込書（~~書式例 1.2.1-1~~**APP-REM(J)**）1 部及び既発行の無線設備の保守実施要領の承認書 1 部に加えて、変更内容に応じ、**1.2.2** の規定に準じて資料を提出すること。

書式例 1.2.1-1 を削る。

~~書式例 1.2.1-1~~
~~（省略）~~

附 則

1. この達は、2023 年 6 月 30 日から施行する。